

城 陽 市

① 住宅資金融資制度のご案内

城陽市住宅資金融資制度は、城陽市にお住まいの勤労者を対象とした住宅資金融資制度です。

勤労者の住生活の向上を図るため、近畿労働金庫と協力し、住宅の新築・購入・増改築・修繕等に必要となる資金を融資しています。

お申し込みができる方

以下の条件を全て満たす方

1. 城陽市内に引き続き1年以上居住し、今後も居住する予定であること。
2. 同一勤務先又は同一事業に1年以上勤務、従事していること。
3. 前年の年間総収入額が1,000万円以下であること。
4. 市税等を完納していること。
5. 近畿労働金庫が指定する債務保証を受けることができること。
6. 最終償還月の年齢が70歳以下であること。
7. お申し込み時にこの融資制度による融資を受けていないこと。

融資条件

	融資利率	融資限度額	償 還 期 間
新築・購入 増築・改築	固定 1.65%	1,000万円	5年、7年、10年、15年、20年
修繕	固定 1.50%	300万円	5年、7年、10年

※融資金額が300万円以下の太陽光発電設備設置工事、バリアフリー工事、耐震化工事、断熱工事についても、融資利率1.5%でご利用が可能です。

※国、府、市等から助成を受ける場合は、助成額を除いた額が融資の対象額となります。

※融資に際しては、別途、金融機関の指定する保証の保証料及び手数料等をご負担いただきます。

債務保証

日本労働者信用基金協会の保証をご利用いただきます。

保証料・・・

①融資額300万円以下の場合0.7%または1.2%の月次後払い（借入金利に保証料率を加算）方式

②融資額300万円超の場合は0.12%～0.36%の範囲で一括前払い（借入時に一括支払い）方式

なお、共有名義者、収入合算者がいる場合は連帯保証人としていただきます。

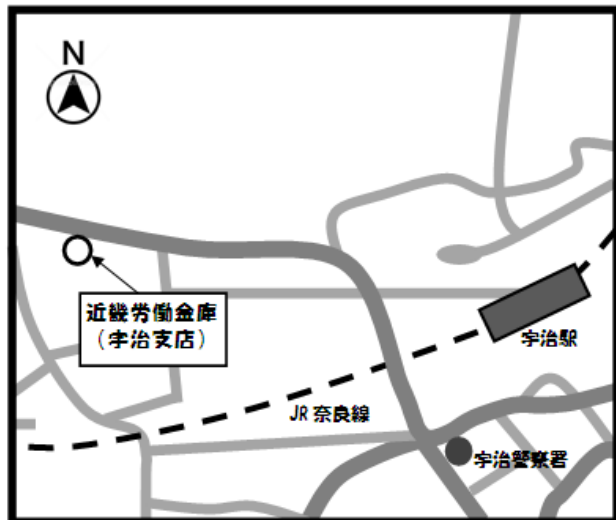
担保等

融資額が300万円超の場合は、抵当権の設定が必要となります。（原則第1順位）

取扱金融機関

○近畿労働金庫（宇治支店）

（住 所）〒611-0021
京都府宇治市宇治戸ノ内67
（電 話）0774-22-2829
（定休日）土・日曜日、祝日
（営業時間）9：00～15：00



お申し込み方法

お申し込みは、近畿労働金庫（宇治支店）の窓口で受け付けています。

お申し込み時に主にご準備いただく書類

- ① 収入証明書（所得証明書等）
- ② 市税の完納証明書
- ③ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
- ④ 勤続年数確認書類（健康保険証、給与（在籍）証明等）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 住民票
- ⑦ 資金用途証明書類（用途と所要金額がわかるもの）
新築・購入資金・・・予約書、売買契約書、重要事項説明書、工事請負契約書等
増改築・修繕・・・工事見積書、工事請負契約書等
- ⑧ 物件に関する書類（担保設定を行う場合）
物件の案内図、土地の公図、地積測量図、建物の配置図、平面図、立面図、建築確認申請
土地登記簿謄本（含、全面道路）、建物登記簿謄本等

※ その他必要に応じ、上記以外の書類をご準備いただくことがあります。
詳細は近畿労働金庫（宇治支店）へお問い合わせください。

京都府城陽市役所 商工観光課
城陽市寺田東ノ口16・17番地
（電 話）0774-56-4018